

部会第 3 回，第 4 回の主な意見要旨
－論点 2 「收容の在り方」関係－

1 全体

- 外国人が送還を忌避する理由に応じて，対応を区別して議論をするべき。

2 收容期間の上限，收容についての司法による審査

- 国連機関等における議論などの国際的な動向を踏まえると，退去強制令書による收容は，送還すべき外国人の送還手続の円滑な執行を目的とすることが基本と考えるべき。
- 收容令書による收容期間の上限（60日間）は，刑事手続における逮捕・勾留期間と比較しても長く，実際にも退去強制令書の発付までにそれほどの期間を要していないのであれば，短縮してもよいのではないか。
- 收容の長期化は，難民不認定処分や在留特別許可が行われなかったことに関して争いが生じることが原因であるが，それらは個々の問題として解決するべきであり，退去強制令書による收容期間に上限を設ける必要はない。
- 退去強制令書による收容は，退去強制令書の執行までの例外的な行政上の措置であり，その期限は「送還可能のときまで」であるから，それ以外で上限を設けることは制度上観念できないのではないか。
- 收容及び送還については，退去強制の実効性の確保という観点からの総合的な考慮が必要であり，收容期間に上限を設けるべきという問題だけを取り出して議論すべきではない。
- EU指令等の諸外国における例を踏まえ，退去強制令書による收容期間に上限を設けるとともに，收容の時点及び收容から一定期間が経過した時点において，收容の必要性等について司法による審査を行うこととするべき。
- 退去強制令書の発付・執行に至る一連の手続は，専門的な知見と経験を有する専門の担当官に委ねることが迅速で正確な処理につながるのと考え方に基づき慎重な判断手続が用意されているのであるから，行政決定過程への裁判所の関与は慎重に議論するべき。現行の制度でも司法審査の機会確保されている。

3 被收容者のプライバシーの確保や被收容者に対する医療，被收容者の心情把握・ケアに関する取組等の被收容者の処遇

- 收容施設内におけるハンガーストライキに対しては，生命に危険が及ぶおそれがあるときは，十分な説明の上，被收容者の同意の有無にかかわらず，必要な医療上の措置を適時・適切に実施し，実施する者を無用な非難から守る体制をとることが必要である。
- 被收容者の処遇の在り方を検討するに当たっては，医師の確保が不十分であることを前提として身柄拘束を緩和する可能性を検討するとともに，監視を受けない生活場所の確保を図るなどすべき。

- 何もすることがない状態で期限の定めなく収容されることが、被収容者のストレスを生み、自損・自傷等の一つの原因となっているのではないか。
- 被収容者が速やかに退去すれば収容上の問題は起こらないのであるから、まずは送還することを検討すべき。収容だけを取り上げるのではなく、送還を含めた制度全体を見ながら解決策を考える必要がある。

4 仮放免の要件・基準、仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則の創設

- 仮放免を収容代替措置としての性格を持つ送還準備期間として機能させるべき。
- 仮放免の要件を法律で規定し、不許可の場合には理由を明示すべき。
- 収容の長期化を防止するため仮放免すると、逆に本邦在住の者との身分関係が濃くなり、送還が困難になるのではないか。
- 仮放免された者の逃亡に関し、保証金の没取に加えて刑罰を科すことは実質的に二重に制裁を行うものであること、刑罰の実効性があるとは考えられず、刑罰を科しても刑務所と入管収容施設を行き来する状況を作り出すにすぎないことなどから、罰則を設ける必要はない。
- 現在、仮放免された者による相当数の逃亡事案が発生しており、当局が仮放免すべき者の仮放免にちゅうちょするようになると問題である。保証金や保証人も逃走を防止する手段として機能しておらず、保証金の額を引き上げることは現実的ではない。逃亡に対する心理的な抑制手段として、罰則を設けるべき。
- 逃亡を防止するため、例えば、GPS機器による電子監視という措置も考えられるが、常時行動を把握されるという意味では、罰則よりも自由に対する侵襲度の高い措置となる。入管法では、特別放免された者などが逃亡した場合の罰則が設けられており、仮放免された者が逃亡した場合についても、罰則を設けるべき。刑務所と入管収容施設では、刑務所の方がはるかに規律が厳しい。

5 その他収容の長期化を防止するための措置

- 早期に出国した場合、一定期間経過後に本邦への入国を認めるなど、早期の自発的な出国を促すことにより収容の長期化を防止すべき。

以上